

住宅地等における農業使用について

農業は、飛散することで人畜に危害を及ぼすおそれがあり、近年、学校、保育所、病院、公園、街路樹、住宅地周辺の農作物栽培地等において使用された農業の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害の訴えの事例が多くなるようになってきている。

このような状況を踏まえ、今般、農業取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の規定に基づく農業を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農水産省・環境省令第5号）第6条において、農業使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農業を使用するときは、農業が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨規定したところである。

については、下記の土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農業使用委託者、農業使用者等に対する下記事項の遵守の指導につき、\*1貴局管下都府県に対する協力の要請をお願いします。

\*2なお、貴局管内の地方農政事務所長に対しては貴職から周知をお願いします。

記

1 学校、保育所、病院、住宅地に近接する公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等における病害虫防除については、病害虫の発生や被害の有無に関わらず定期的に農業を散布することを廃し、被害が発生した場合に被害を受けた部分のせん定や捕殺等により病害虫防除を行うよう最大限努めることとする。このため、日頃から病害虫被害の早期発見に努めることとする。

また、病害虫の発生状況を踏まえやむを得ず農業を使用する場合（森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）、次の事項の遵守に努め、農業の飛散が住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないよう最大限配慮することとする。

(1) 農業の使用に際しては、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の区域における農業散布に留めること。

(2) 非食用農作物等に対し農業を使用する場合であっても、農業取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農業を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。

(3) 農業散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。

2 住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物等（1の対象となる植物等を除く。）の病害虫防除に当たっては、次の事項の遵守に努め、農業の飛散が住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないよう最大限配慮することとする。

(1) 病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等物理的防除手段の活用等により、農業使用の回数及び量を削減すること。

(2) 非食用農作物等に対し農業を使用する場合であっても、農業取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農業を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。

(3) 粒剤、DL（ドリフトレス）粉剤等の飛散が少ない形状の農業及び農業の飛散を抑制するノズルを使用すること。

(4) 農業散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。

(5) 農業使用者及び農業使用委託者は、農業を散布する場合は、事前に近隣の住民への周知に努めること。特に、農業散布区域の近隣に学校、通学路等があり、農業の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底すること。

(6) 農業使用者は、農業を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農業の種類又は名称並びに使用した農業の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について帳簿し、一定期間保管すること。

3 農業の使用が原因と考えられる健康被害の相談が住民から地方公共団体にあった場合は、地方公共団体の農林部局をはじめとする関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）は連携し、必要に応じて対応窓口を設置する等適切に対処すること。

（施行注意）

\*1：北海道農政事務所長あては「北海道」、関東農政局長あては「貴局管下都府県」、近畿農政局長あては「貴局管下府県」、他の地方農政局長あては「貴局管下の県」、沖縄総合事務所長あてには「沖縄県」とする。

\*2：地方農政局長あて文書のみ記入して施行する。

樹木害虫点検管理報告書 ( 頁 / 頁 )						
実施内容	<input type="checkbox"/> 目視調査 <input type="checkbox"/> ロトラップ調査 <input type="checkbox"/> 駆除処理 <input type="checkbox"/> ほか					
対象樹種						
樹木所在地						
実施内容 (調査地点)						
地	種別	捕虫数	発生状況	発生状況	駆除処理	備考
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
			++++-	++++-	要・不要	
種別 1: アメリカシロビトリ 2: マメコガネ 3: ヒメコガネ 4: ドウガネブイブイ 5: セマダラコガネ 6: シバツトガ 7: スジキリヨトウ						
付記事項						
確認署名欄				実施日		
印				年 月 日 ( )		
使用薬剤等				実施時間		
トリコロルホン乳剤	希釈倍率	使用量	: ~ :			
			実施者名			
殺菌剤 ( アメシロ )						
殺菌剤 ( )						
殺菌剤 ( )						

環境にやさしいフェロモン製剤



株式会社サニーサニター

新潟県新潟市流通センター  
5丁目4番地1

新潟・長岡・上越・佐渡・長野

電話 025-269-1244

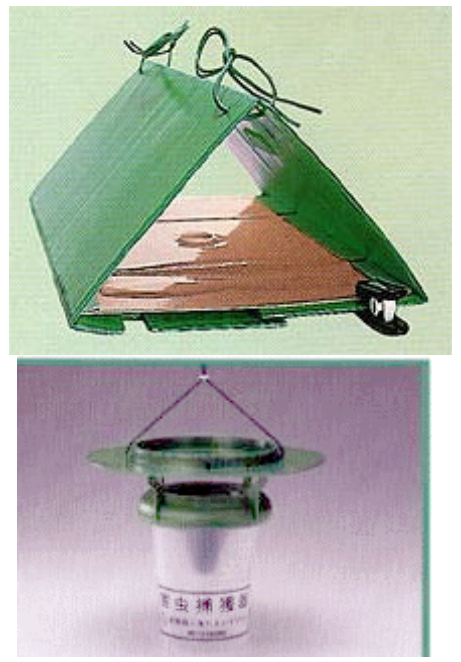
Fax 025-269-4595

Email sanitar@rose.ocn.ne.jp

樹木害虫駆除の新提案

減農薬管理による  
樹木害虫管理  
IPM  
樹木害虫総合管理

NITOLURE  
害虫発生予察システム  
ニトルアー



## 減農薬・省農薬の樹木害虫管理

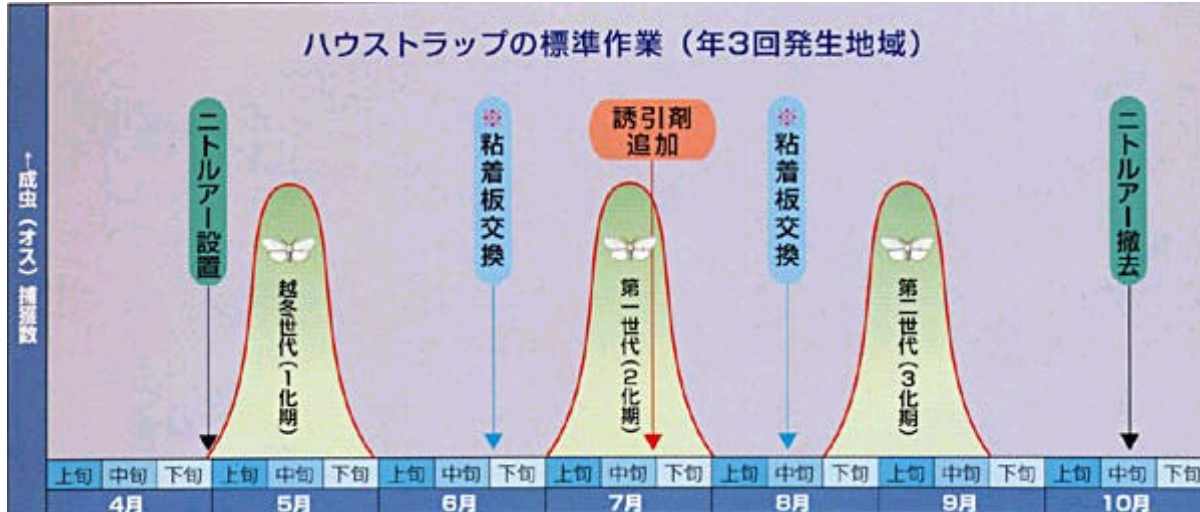
公共緑地、芝地、農地では様々な害虫が発生して緑化木・芝・農作物に被害をもたらします。これまでは化学農薬によってこれら害虫を駆除してきました。ところが、近年、化学農薬による健康被害の危険性が注目され、ニトルアーシリーズは性フェロモン誘引剤と捕獲器の組み合わせで各種害虫の雄成虫を効果的に捕獲します。性フェロモン誘引剤は害虫に応じて各種類を使い分けます。

× 農薬の慣行一律散布



## 調査に基づく総合害虫管理

発生予察・早期発見によって、処理範囲を限定し、減農薬を図る。



アメリカシロヒトリは北米原産の侵入害虫で、日本国内では1948年頃東京都と神奈川県で始めて発生が確認されました。

その後関東地域を中心にサクラやプラタナス等の街路樹に発生し、大きな被害を及ぼすとともに全国各地に広まりました。

発生は比較的都市部に多く、山や森林地帯に少ないことが特長です。

アメリカシロヒトリは通常年2回の発生といわれていますが、太平洋岸の比較的温暖な地域では年3回発生します。

本種は蛹で越冬し、翌春4月下旬から6月上旬にかけて成虫となります。

2回目の成虫発生期は6月下旬から7月下旬、3回目の成虫発生期は8月中旬から9月上旬となります。

山梨県病害虫防除所によるフェロモントラップを用いた成虫調査によると、2回目の発生期となる6月下旬から7月下旬にかけての捕獲数が特に多い結果となっています。

ニトルアーアメリシロは日東電工株式会社が開発したアメリカシロヒトリ防除用の性フェロモン剤です。

本剤は雌成虫の性フェロモンの強い誘引力を利用し、雄成虫をトラップで捕殺することにより交尾率を低下させ、次世代幼虫の発生数を抑制することが特長です。

学校や公園、商店街の街路樹など薬剤防除が難しい場面で期待されています。

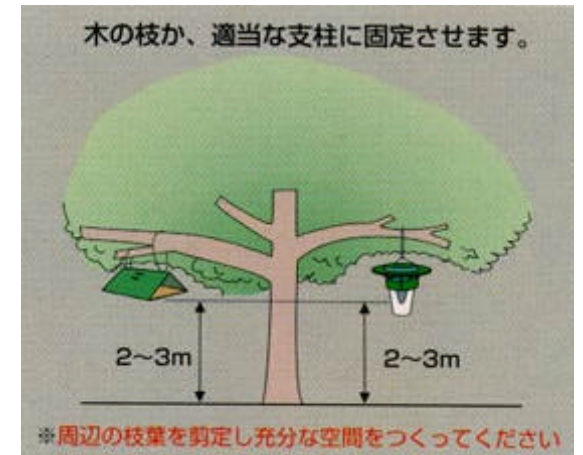
樹木害虫のモニタリング

対象区域・樹木の選定

害虫種別にトラップを設置

トラップ調査・目視調査による定期点検を実施し、捕虫状況を調査記録。

目視調査      トラップ調査      集計分析



1世代の成虫捕獲数が50頭 / 1トラップを超えると、次世代幼虫の被害が増加する傾向にあります。駆除の必要が生じます。

駆除処理の実施にあたっては・・・

専門業者による剪定・枝打ちで、美観を損ねず、害虫を除去します。

剪定・枝打ちなどの物理的駆除法を第一とし、農薬散布は対象樹木を特定し、必要最小限度にて実施いたします。